

**社会福祉法人 若草会**

**役員及び評議員の報酬等に関する  
規程**

## 社会福祉法人若草会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### 第1条（目的）

この規定は、社会福祉法人若草会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### 第2条（報酬の定義）

本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2. 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3. 実費弁償費とは、理事会、評議員会等に出席した場合、また理事長の命を受け法人の業務を行った場合で、通勤に係る費用や宿泊費等をいう。

4. 実費弁償費の限度額とは、通勤費に関しては国税庁が定める一月の非課税限度額を上限とする

### 第3条（理事会及び評議員会の出席報酬）

理事長及び役員が、理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び役員が、同一日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条（理事及び評議員の勤務報酬等）の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席しかつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会の出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同一日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条（理事及び評議員の勤務報酬等）の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、合理的な事由があればその実費を支払うことができる。

### 第4条（理事及び評議員の勤務報酬等）

理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人の及び施設運営のための業務にあたった場合においては、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 役員が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合においては、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 評議員が評議員会以外の日において、理事長の名を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4. 交通費（2Km未満は支給しない）の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、合理的な事由があればその実費を支払うことができる。

#### 第5条（常勤理事長の報酬等）

前々条及び前条の規定にかかわらず、週平均4日以上業務にあたる理事長に対しては、別表3により、施設長と兼務するなどの業務給与とは別途、月額役員報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 当該報酬以外の前々条及び前条に係る報酬及び交通費を除く実費弁償費等の支出は、これを支給しないものとする。

#### 第6条（業務執行理事の報酬等）

第3条及び第4条の規定にかかわらず、業務執行理事に対し、その職務の対価として別表3により、月額役員報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 当該報酬以外の第3条及び第4条に係る報酬及び交通費を除く実費弁償費等の支出は、これを支給しないものとする。

#### 第7条（監事の報酬）

監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1の（理事及び評議員業務報酬）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に評議員会に参考人として出席したときは、評議員会及び実費弁償費は支給しないものとする。また、同一日に合わせて監事業務を行った場合は、別表1の（監事監査指導報酬）の報酬及び実費弁償費のみ支払うものとする。

2. 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2の（監事監査指導報酬）の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. また、理事会が評議員選任・解任委員会を招聘した場合は、実費弁償費の額を超える場合には、合理的な事由があればその実費を支払うことができる。

#### 第8条（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席した場合は、報酬及び実費弁償費は支給しないものとする。また、同一日に合わせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

2. 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、合理的な事由があればその実費を支払うことができる。

#### 第9条（入所判定検討会及評議員選任・解任委員会報酬）

理事長が入所判定検討会及評議員選任・解任委員会を招聘し出席した外部委員については、

別表4に基づいて支給する。また同委員が、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席した場合は、報酬及び実費弁償費は支給しないものとする。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、合理的な事由があればその実費を支払うことができる。

#### 第10条（出張旅費）

理事及び評議員が法人の業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 業務遂行に必要な経費を、領収等に基づき実費を原則として支給できる。

3. 旅費は実費とし、実情を考慮し増減することができる。

4. 旅費は原則として、出張終了後領収書等の客観的な資料を元に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支給し、出張後精算することができる。

#### 第11条（改正）

本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

#### 第12条（附則）

1. この規程は、平成29年8月1日より実施する。

別表 1 (日額) (第 3 条 関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬	5,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)
評議員会出席報酬	5,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)
苦情対応第三者委員	5,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)

別表 2 (日額) (第 4 条 関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬	10,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)
理事及び評議員業務報酬	5,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)
監事監査指導報酬	10,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)

別表 3 (月額) (第 5 条、第 6 条 関係)

名称	報酬 (月額)	実費弁償費
理事長役員報酬	300,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)
業務執行理事役員報酬額	70,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)
その他の常勤役員報酬額	50,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)

別表 4 (日額) (第 8 条 関係)

名称	報酬	実費弁償費
入所判定検討会 評議員選任・解任委員会	3,000円	職員通勤手当相当(2Km未満は支給無)

別表 5 (日額) (第9条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	15,000円	3,000円	実費